

2024年10月10日

お客さま各位

株式会社福島銀行

### 定期預金「中途解約利率」変更のお知らせ

福島銀行は、定期預金の中途解約利率を変更させていただくとともに、関連する預金規程等を改定いたしますので、お知らせいたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 改定日

2024年10月11日（金）

※ 改定日以降に「新規預入」および「自動継続」された定期預金より新規規程を適用いたします。（改定日以前に預入された定期預金については、旧規程における中途解約利率を適用いたします。）

##### 2. 対象商品

スーパー定期、大口定期預金、期日指定定期預金、6ヶ月据置定期、積立定期預金、財産形成期日指定預金／住宅預金／年金預金

##### 3. 改定する預金規定

自由金利型定期預金（M型）規程ほか各種規程

##### 4. 改定内容例（以下は「自由金利型定期預金（M型）規程」の場合）

新	旧
2. 利息 (1)～(2)（変更なし） (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てま	2. 利息 (1)～(2)（変更なし） (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4

<p>す。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。<u>なお、この場合、解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。（ただし、6か月未満を除く）</u></p> <p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. <u>6か月未満解約日における普通預金の利率または6か月未満約定利率×10%のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満約定利率×50%</p> <p>C. 1年以上2年未満約定利率×70%</p> <p>～以下省略～</p>	<p>位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。<u>なお、この場合、解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。</u></p> <p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. <u>6か月未満解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満約定利率×50%</p> <p>C. 1年以上2年未満約定利率×70%</p> <p>～以下省略～</p>
---	---

※各種預金規程の全文につきましては、2024年10月11日に当行ホームページへ掲載いたします。

以上